

## 人形峠環境技術センターにおける核原料物質で汚染された廃棄物の状況について

令和5年6月13日  
日本原子力研究開発機構  
バックエンド統括本部埋設事業センター  
核燃料・バックエンド研究開発部門人形峠環境技術センター

### 1. 人形峠環境技術センターにおける核原料物質で汚染された廃棄物について

人形峠環境技術センターでは、核原料物質使用施設があり、発生した放射性廃棄物を廃棄物保管庫で保管している。

#### 1.1 廃棄物保管庫で保管している廃棄物

核原料物質で汚染された廃棄物の現在の保管量は約900本である。廃棄物の性状は、金属が多く、その他コンクリート、プラスチック、フィルター、澱物、樹脂など、核燃料物質で汚染された廃棄物と同様の性状である。

含まれる放射性物質は、天然ウラン及び子孫核種で、廃棄物におけるウランの放射能濃度は、検出限界以下のものが約半数で、100Bq/g以上のものは、約15%である。

なお、施設の線量評価では、子孫核種も含めて評価を行っている。

### 2. 製錬施設について、現在までの許可区分の経緯について

#### 2.1. 旧製錬所の法規制の経緯

昭和38年10月	鉱山保安法に基づく製錬場として認可を受け、運転を開始
昭和43年9月	原子炉等規制法の核原料物質の使用の届出を提出
昭和45年10月	核原料物質の使用の廃止届出を提出
昭和49年1月 ～昭和56年	核原料物質の製錬事業を適用し、UF <sub>4</sub> (四ふっ化ウラン)の製造を実施 ※なお、当時の動力炉・核燃料開発事業団(以下「動燃事業団」という)は、原子炉等規制法に製錬の事業を行う者として指定されていたため「事業指定」の必要はなかった。
昭和57年12月	鉱山保安法に基づき、製錬施設廃止届を鉱山保安監督部に提出
平成10年4月	平成10年5月20日動燃事業団は核燃料サイクル開発機構に改組され、その際に製錬事業の指定がなくなるため、旧製錬所を原子炉等規制法に基づく核燃料物質の使用許可を取得し、施設名称を「解体物管理施設」とした(平成10年10月1日から運用)。

#### 2.2. 製錬事業から核燃料物質使用施設とした経緯

核燃料サイクル開発機構の業務として「製錬(鉱業)は行わない」とされたため、旧製錬所の扱いについて、国(当時の科学技術庁核燃料規制課)と協議した。その結果、管理に適切な規制区分は核燃料物質の使用施設であるとされ、核燃料物質の使用施設の許可を取得した。

以上